

評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
実施体制・実績の評価 (40点)	取組体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する実施体制及び作業スケジュールは妥当か 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・目的達成のために必要な知識・経験を有する人員を配置しているか。(免許または資格証、そのほか実績等のわかるものを提出) <p>(加点方法) ※最大 10 点 配置人員の資格等により以下の配点とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学芸員 2 点 ・一級建築士 2 点 ・文化財 IPM コーディネーター 2 点 ・その他業務推進にあたり有効な資格または実績を有する者 1 点 	10
	業務実績	<p>過去 10 年間に国・地方公共団体、独立行政法人が発注する同種・類似事業（美術館・博物館等の収蔵庫調査を含む基本構想または基本計画等（完了した業務に限る））の元請け実績があるか</p> <p>(件数に応じて加点) ※最大 20 点 ※共同企業体の場合は代表者もしくは構成員のいずれかの実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似事業実績 2 点/件 ・公開承認施設を想定した構想・計画実績 1 点/件 ・延べ面積 3,000 m²以上の構想・計画実績 1 点/件 	20
提案に対する評価 (50点)	業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務目的を踏まえた提案か ・本業務の課題解決につながる提案か 	10
	提案内容の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に独創性があり、新たな視点からの工夫や発想があるか ・提案者のノウハウを活かした提案になっているか 	10
	提案内容の的確性・実現性	<p>以下の観点について、的確性・実現性のある提案内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵庫調査の手法、将来必要となる面積の想定 ・施設及び諸室の規模算定 ・施設の複合化や運営・事業連携の検討 ・整備・運営手法に対する検討 	20
	調査分析の客観性・妥当性	<p>以下の観点について、客観性・妥当性のある分析提案内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備候補地建築条件、利便性等の比較検討及び入館者予測 ・有識者及び市民意見聴取の実施手法及び調査・分析手法・観点 	10

ヒアリング の評価 (5点)	提案内容に対する 説明の論理性、取 組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容や質問に対する回答は論理的かつ簡潔でわかりやすい説明であったか 熱意や意欲が感じられる取り組み姿勢であったか 	5
その他 (5点)	社会貢献活動等に 係る認証等の有無	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書の提出期限日時点で次の認証等を保有しているか。 ※共同企業体の場合は代表者もしくは構成員のいずれか (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業のCSR活動表彰（注1）企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか <p>（加点方法）評価項目の取得数により以下の配点とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 1項目取得…1点 2～3項目取得…3点 4項目以上取得…5点 	5
合計			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は1100点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員11人）
- 3 評価の際には、審査項目ごとに以下の段階評価とする。

《評価点の目安》

評価	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
20点配点	20	16	12	8	4
10点配点	10	8	6	4	2
5点配点	5	-	3	-	1

- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 評価項目「業務実績」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1)も同点の場合は、評価項目「提案内容的確性・実現性」が高い者を上位とする。
- (3) (2)も同点の場合は、評価項目「業務内容の理解度」が高い者を上位とする。